

行政手続オンライン化の取組状況

(令和5年3月作成)

「行かなくてもいい市役所」を実現するため、約3,180手続を棚卸し、約860手続についてオンライン化実施時期を明確化し、優先的にオンライン化に取り組んでいます。

添付資料が膨大な手続や、手続数が皆無または少数と見込まれる手続等（約2,090手続）については、比較的效果の高い手続のオンライン化に優先的に取り組むため、実施時期を特定せずに保留とし、随時見直しを行いながら取り込んでいくこととしています。

引き続き、市民の皆さまの利便性向上と事務手続の効率化に向け、ICTの活用により、行政手続の一つの手段であるオンライン化に計画的に取り組み、行政手続手段の多様化を図ってまいります。

なお、法令等で押印や対面、原本添付が義務付けられている手続（約230手続）についても、今後の法令等の改正によりオンライン化が可能となった時点でオンライン化対象手続とします。

